

徳川將軍家の外交における甲冑贈答

岩崎 結衣

はじめに

本稿は、徳川將軍家の外交における甲冑贈答をテーマとし、「贈答品」の意義を持つ甲冑について考察することを目的とした。徳川家康から家光の時代を対象に、『徳川実紀』や『異国日記』に登場する外交場面での甲冑贈答事例を検討することで、近世初頭の甲冑の「贈答品」としての意義を捉えると同時に、將軍家の外交姿勢について考察を行った。

一 研究史の課題と本稿の目的

1. 近世甲冑の研究史と本稿の着眼点

本稿では、近世の甲冑を研究の対象とする。近世の甲冑は「当世具足^①」という形式が主流で、これらを中心とした研究が行われている。近世甲冑に関する研究は、山上八郎『日本甲冑の新研究 上・下』（山上淑子、一九二八年）や山岸素夫『日本甲冑論集』（つくばね舎、一九九一年）・『日本甲冑の実証的研究』（つくばね舎、一九九四年）に代表される、日本甲冑を体系的に整理しようとする研究の中で定義や特徴が示されてきた。また、藩や甲冑師など、特定の範囲に絞った研究も多い^②。しかしながら、近世の甲冑は江戸時代に入り戦乱が減少するのに合わせ様式が崩れるため、美術史的観点か

ら軽視されており、資料紹介などは多いが近世甲冑研究として視座を広げるような新たな動きが少ないことが課題である。⁽³⁾

形式が崩れた実用性の低い近世甲冑は、史料としての価値は相対的に低いと言えるかもしれないが、一方で戦乱が減少しても甲冑が使用される場面は多い。例えば『御実紀』（いわゆる『徳川実紀』）では、甲冑が褒美として下賜されたり贈答されたり、具足御祝などの年中行事で使われる場面が記録される。ここからは、甲冑がその「意義」を変えながら製作され続け、使われ続けたことがわかる。

そこで、近世いっばい製作され続け、使われ続けた道具としての「甲冑」全体像を把握するためには、近世の甲冑の「意義」を捉える必要があると考えた。本稿では、甲冑の「意義」を捉える一環として、「贈答品」という意義に着目することとした。

2. 本稿の目的・研究方法

甲冑が「贈答品」の「意義」を持つ場面に注目すると、次章で後述するように、外交場面での登場が多いとわかる。また、徳川家康が海外の国王に贈ったとされる甲冑実物も現在まで複数伝わっている。これらの甲冑は、宮崎隆旨『奈良甲冑師の研究』（吉川弘文館、二〇一〇年）⁽⁵⁾などの中で遺例に対する詳細な調査等が行われている一方で、外交という重要な場面で甲冑が登場する意味や、贈答をした徳川將軍家の意図までは言及されていない。

そこで本稿では、外交の場面に注目することで、甲冑の「贈答品」という意義を捉えて考察を深めることを目的とした。研究の方法としては、徳川家康から家光の時代を対象に、『徳川実紀』や『異国日記』に登場する外交場面での甲冑贈答事例を挙げ、その特徴を考察することとした。

二 外交における甲冑の登場事例

1. 『徳川実紀』にみる外交における甲冑贈答事例

拙稿「徳川実紀の記述にみる近世甲冑の意義の変化について」(二〇二二年、早稲田大学多元文化学会『多元文化』第一一〇号)では、戦乱が無くなる過程における甲冑の意義の変化を捉えるべく、徳川家康・秀忠・家光時代の『徳川実紀』への甲冑の登場事例を年表化し、甲冑が使われる場面とその意義を考察した。⁶⁾ その結果、(一)家康・秀忠の時代は、「実際の戦場での描写や褒美として」文献に登場し、本来の意義である「武器」として捉えられていたこと、(二)家光の時代は、「具足御祝など年中行事のなかで」文献に登場し、意義も「年中行事の道具」へと変化していること、(三)家康から家光の時代を通して続く主流ではない意義に、「贈答品」としての意義があったこと、という三点を結論づけた。

その際にまとめた年表の『徳川実紀』家康・家光期の甲冑登場事例百三十九例のうち、甲冑の所有者が変わる贈答の事例(下賜・献上・贈答)をピックアップしたのが「表1」である。

贈答の事例を「下賜」「献上」「贈答」の三種類に分類して記載しているが、それぞれ次の意味である。「下賜」は、例えば徳川将軍家から各家の当主など、一つの体制の内の上から下の立場に渡す事例を分類した。「献上」は各家の当主から将軍家へなど、一つの体制の内を下から上の立場に渡す事例を分類した。「贈答」は下賜・献上のような明確な上下の関係ではない同格同士での受け渡しと、外交における贈答を分類した。これらの贈答事例は合わせて三十二例あり、甲冑登場事例のうち全体の二割以上を占めることがわかる。

また、「表1」で抜き出した三十二例のうち、海外への贈答事例は十一例であり、贈答事例のうち三割以上を占めている。改めて海外への贈答事例のみを抜き出すと「表2」の通りで、家康の時代には安南国(ベトナム)、秀忠の時代には朝鮮・呂宋(ルソン)・東埔寨(カンボジア)・占城(チャンパ王国)・濃毘須蠻(ノビスパン)・安南国・暹羅(シヤム)、家光の時代には暹羅・オランダ・朝鮮に甲冑を贈答している記録がある。家康時代には例が一件しかなく、秀忠時代に八件あるように見えるが、これは『徳川実紀』が將軍在位によって巻を分けているために起きていることである。慶長十七

▼表1：『徳川実紀』家康～家光期 甲冑贈答事例 年表

収録	日付	事柄				引用文献・ページ数
		下賜	献上	贈答	備考	
東照宮御実紀	慶長八年十月五日			安南国から書簡と方物が献上された。去年安南国が方物を献上したときの答礼として甲冑以下の器械を与えたことを感謝してのことだった	海外への贈答	徳川実紀 第一篇 93
台徳院殿御実紀	慶長十二年閏四月廿九日	松平定勝に伏見城代を仰せ付ける。後日定勝は駿府の大御所家康のところに参った時、服と鎧及び朱の采幣、具柄の鎗二本、十文字の鎗を拝賜した				〃 435
	慶長十二年五月廿日			朝鮮通信使の三使に鎧三領、太刀三柄、銀三百枚を与える	海外への贈答	〃 437
	慶長十三年七月十四日			(秀忠が) 呂宋の書簡を読ませお聞きになる。円光寺長老崇伝に返簡を作らせる。甲冑二領、長刀五柄を遣わされる	海外への贈答	〃 463
	慶長十三年八月六日			柬埔寨(カンボジア)王に返書を遣わし、刀脇差各五ずつ、馬二匹を、王舅某にも馬一匹を与える。呂宋王にも返簡と太刀二柄、甲冑二領を与える	海外への贈答	〃 464
	慶長十四年十二月九日	有馬晴信が占城(チャンパ王国)の奇楠香(伽羅)を購求し献上したため、大御所は喜んでその後晴信に占城へ船を渡し購求するべしと命じ、銀六十貫目、鎧、金屏風等を占城へ贈るべしとして下した		有馬晴信が占城(チャンパ王国)の奇楠香(伽羅)を購求し献上したため、大御所は喜んでその後晴信に占城へ船を渡し購求するべしと命じ、銀六十貫目、鎧、金屏風等を占城へ贈るべしとして下した	下賜と海外への贈答両方に該当する例	〃 501
	慶長十六年三月廿二日	本多康重が死去、子の康紀が継ぐ。(康重の説明として、康重の父廣孝が早くから大御所に従い軍功も多く挙げたので、永禄五年、当時九歳の康重が諱の字と召初めの甲冑と馬を賜ったことが紹介される)				〃 543

収録	日付	事柄				引用文献・ページ数	
		下賜	献上	贈答	備考		
台徳院殿御実紀	慶長十七年 三月廿六日	大御所（家康）の茶室に御所（秀忠）を呼び、茶会。家康から松平忠明に佛郎機（大砲）十二、大銃十二、その他甲冑、弓、鎗数百を与える。秀忠は駿府近侍の輩に時服を与える				徳川実紀 第一篇	581
	慶長十七年 七月廿日			江戸よりノビスパン 国主へ返簡と鎧三領 を遣わす	海外への 贈答	〃	592
	元和二年五 月晦日	池田出雲守長常に小鎧と金の梨打の兜を与える				徳川実紀 第二篇	99
	元和六年二 月十七日			安南国王より船主船 本弥七郎顕定が帰帆 し、奇楠香、油汁、 鉄砲二挺などを受け 取ったため、返礼と して国王へ甲冑二 領、太刀二柄、金屏 風一双、鞍、鏡、轡 等の馬具を贈ること とする	海外への 贈答	〃	187
	元和七年九 月三日			暹羅（シャム）国使 が辞見。国王への答 礼として、金屏風三 双、鎧三領、太刀二 振、鞍馬三疋を渡す。 屏風や鎧は飾ってあ る	海外への 贈答	〃	216
大猷院殿御実紀	寛永元年六 月五日	松平定勝の遺領をその子定行に継がせる。（定勝が家康に服、鎧、朱の采幣、具柄の鎗二本、十文字の鎗、伏見の鷹場を賜った話が紹介される				〃	325
	寛永四年	東福寺の僧某、この年酒井忠勝の宅で還俗させられ、加冠して内藤勝兵衛直信と名乗る。忠勝より脇差、土井大炊頭利勝、稻葉丹後守正勝より刀剣、甲冑を授かる				〃	421

収録	日付	事柄				引用文献・ページ数
		下賜	献上	贈答	備考	
大猷院殿御実紀	寛永五年九月五日			鳥居忠正死去、その子忠恒が二十二万石を継ぐ。(忠正の父元忠を討ち取った雑賀重次は元豊臣の家臣でその後水戸に仕えたが、元忠を討った際の物具を伝えており、忠正に形見として渡したいと伝えた。忠正は厚く礼をし涙を流して受け取り、その甲冑、太刀、刀を受け取った。しかし翌日には、武道の誉れにしてほしいと、すぐに送り返したという話が紹介される)		徳川実紀 442 第二篇
	寛永六年十月二日			暹羅(シヤム)より国家善隣、商船の通行を許すという趣旨の返簡を受け取る。よって国主へ泥金屏風三隻、鎧三領、太刀二疋、鞍馬三疋を贈り、大御所からも鞍馬二疋贈る	海外への贈答	〃 468
	寛永七年四月十八日		薩摩中納言家久卿の茶室へ行く。書院の床には、重藤の弓の弦を外し、内竹を前にむけ、金銀の籠に征矢二十五筋立てたもの、白糸威の鎧、惣金のたて物の兜を畳の上に置く。これは伊勢兵部貞昌というものが故実を正して設置したという。猿楽を見て戻ったのち、家久卿父子が謝しに来て、床飾りの甲冑弓矢は後から献じられた。		〃 481	
	寛永七年四月廿一日		大御所が薩摩中納言家久卿の茶室へ行く。茶事のあと、猿楽や琉球の童舞を見る。寝殿に飾られた紫糸威の鎧、惣金のたて物の兜、弓、籠、征矢等は帰った後大御所に献上された		〃 482	
	寛永十二年五月		安藤直次死去。(当代の鎧初の時、萌黄威の鎧・同毛星冑・向龍前立物を献上した話が紹介される)		〃 678	

収録	日付	事柄				引用文献・ページ数	
		下賜	献上	贈答	備考		
大猷院殿御実紀	寛永十五年七月六日	品川の御殿にて、永井信濃守尚政は茶を献じ、青江の刀をささげた。尚政は馬に皆具を添えて賜った				徳川実紀第三篇	109
	寛永十八年十二月廿一日			蘭人御覧あり。貢物は甲冑一領、建物一、鳥羽一、千里鏡一など	海外への贈答	〃	248
	寛永十九年五月二日		三家より若君へ時服三襲、菖蒲兜、長刀、旗を献じ、三世子より兜、長刀がささげられ、在府大名小名からも時服、甲冑、長刀、鎗が献じられた			〃	270
	寛永十九年五月五日		端午佳儀。朝儀後、若君が表へ出て、家門や諸大名は拝謁する。諸大名から献じられた菖蒲兜を庖所へ飾り、旗十五本、白旗五本、白地御紋の旗五本、家門より献じられた旗五本を高矢倉の前に立てられる。若君は乗り物で庖所まで来て、様々時服などを給う。具足師岩井与左衛門も時服二、金十両、小人中間五十人、青銅五十貫文を若君より受け取る。これらが初めての端午御祝である			〃	270
	寛永十九年五月八日	若君から小姓らへ菖蒲兜が与えられる				〃	271
	寛永二十年八月三日			朝鮮国の返簡と合わせ、若君から国王へ撤金鞘の太刀十柄、甲冑十一領、唐織五十端が贈られる	海外への贈答	〃	325
	正保元年五月十四日	若君から老臣・小姓らへ菖蒲兜が与えられる				〃	355
	正保元年五月十八日	松平忠明の遺領を長子忠弘と二子清道に分かつ。(忠明について、神祖(家康)から御召の甲冑、石火矢、大銃、弓、鎗等を賜ったことが紹介される)				〃	356
正保二年三月	池田輝興が、発狂のため、領地三万五千石を収公される。(台徳院殿(秀忠)より廣光の脇差、當代(家光)より御小鎧をたまわったことが紹介される)				〃	386	

収録	日付	事柄				引用文献・ページ数
		下賜	献上	贈答	備考	
大猷院殿御実紀	正保二年四月廿三日		若君（家綱）の御加冠の式が行われる。その後、大納言殿（家綱）と御所（家光）は対面した。井伊直孝より大納言殿（家綱）へ、新藤五の太刀一振、萌黄威の鎧一領、重藤の弓一張、征矢二十筋、黒毛の馬一匹が献上された			徳川実紀 第三篇 391
	正保二年五月三日		端午の御祝として、諸大名から大納言殿（家綱）へ時服に菖蒲兜を添えて献上し、亀松君へは三家三世子より、時服料に菖蒲兜を添えて献じた			〃 392
	正保三年五月二日		端午の節句。諸大名は家綱へ菖蒲兜や時服を贈る			〃 441
	慶安二年五月二日		端午を賀して家々から時服、菖蒲兜などが献上される			〃 600

▼表2：『徳川実紀』家康～家光期 外交場面に登場する甲冑（表1より抜粋して作成）

収録	日付	贈与事例（〔表1〕より抜粋）	参考引用文献・掲載頁	
東照宮御実紀	慶長八年十月五日	安南国から書簡と方物が献上された。去年安南国が方物を献上したときの答礼として甲冑以下の器械を与えたことを感謝してのことだった	徳川実紀 第一篇 93	
台徳院殿御実紀	慶長十二年五月廿日	朝鮮通信使の三使に鎧三領、太刀三柄、銀三百枚を与える	〃 437	
	慶長十三年七月十四日	（秀忠が）呂宋の書簡を読ませお聞きになる。円光寺長老崇伝に返簡を作らせる。甲冑二領、長刀五柄を遣わされる	〃 463	
	慶長十三年八月六日	東埔寨（カンボジア）王に返書を遣わし、刀脇差各五ずつ、馬二匹を、王舅某にも馬一匹を与える。呂宋王にも返簡と太刀二柄、甲冑二領を与える	〃 464	
	慶長十四年十二月九日	有馬晴信が占城（チャンパ王国）の奇楠香（伽羅）を購求し献上したため、大御所は喜んでその後晴信に占城へ船を渡し購求するべしと命じ、銀六十貫目、鎧、金屏風等を占城へ贈るべしとして下した	〃 501	
	慶長十七年七月廿日	江戸よりノビスパン国主へ返簡と鎧三領を遣わす	〃 592	
	元和六年二月十七日	安南国王より船主船本弥七郎顕定が帰帆し、奇楠香、油汁、鉄砲二挺などを受け取ったため、返礼として国王へ甲冑二領、太刀二柄、金屏風一双、鞍、轡等の馬具を贈ることとする	〃 187	
	元和七年九月三日	暹羅（シヤム）国使が辞見。国王への答礼として、金屏風三双、鎧三領、太刀二振、鞍馬三疋を渡す。屏風や鎧は飾ってある	〃 216	
	寛永六年十月二日	暹羅（シヤム）より国家善隣、商船の通行を許すという趣旨の返簡を受け取る。よって国王へ泥金屏風三隻、鎧三領、太刀二振、鞍馬三疋を贈り、大御所からも鞍馬二疋贈る	〃 468	
	大猷院殿御実紀	寛永十八年十二月廿一日	蘭人御覧あり。貢物は甲冑一領、建物一、鳥羽一、千里鏡一など	徳川実紀 第三篇 248
		寛永二十年八月三日	朝鮮国の返簡と合わせ、若君から国王へ撒金鞆の太刀十柄、甲冑十一領、唐織五十端が贈られる	〃 325

年の書翰まで家康の名前で出しているなど、秀忠の在位中にも大御所としての家康が外交に及ぼしていた影響は大きい。家康・秀忠の時代の特徴としては、慶長五年関ヶ原の戦い後動き始めた外交の中で、朱印船派遣通告の国書のやり取りなどが本格的に開始されたことである。⁹⁾家光の時代において数が少ないのは、寛永八年以降老中を中心とした奉書船貿易に移り変わることで、寛永十二年以降の渡航禁止によつて件数が限られるからであろう。¹⁰⁾

また、贈答品は太刀・鞍馬・馬具などとセットで行われることが見て取れる。ここからは、甲冑は刀剣などととも、徳川將軍家の外交における重要な贈答品の一つと判断できる。

2. 將軍家の外交における贈答品の性格

『徳川実紀』の甲冑登場事例から、甲冑は刀剣や馬具と合わせて贈答されたことが見て取れるが、他にはどのような贈答品があったのか、あるいは海外からの贈答品はどうだったのかという点に注目してみたい。そこで、『異国日記』の記述を元にこの点を検討してみる。

金地院崇伝『異国日記』第一冊は、崇伝の日記風の記録の中に多数の外交文書を収めている。¹¹⁾『徳川実紀』で取り上げた時代と重なっており、各国との書翰国書のやり取りに際し別幅にて贈答品の記載があるため、今回選択した。

『異国日記』の中を見ていくと、傾向として、日本側が武器・馬具・馬・屏風などを贈り、他国（呂宋や東埔寨など）側がその地の特産品または日本にないもの（象牙や砂糖、時計など）を贈る、というパターンが多いことがわかる。¹²⁾

例えば、『異国日記』第一冊冒頭の慶長十三年七月十四日、秀忠・家康それぞれからの呂宋への返書にて、贈答品があった旨の記載がある。秀忠から「鎧五領」「長刀五柄」を、家康からは「太刀式柄」「具足式領」を贈っている。同じ慶長十三年、東埔寨から「孔雀二対」「象牙一对」「蠟武担」「束香二段」「白糖四桶」「糖霜二籠」を贈られたのに対し、家康から国主に「刀五腰」「脇刀五腰」「馬式匹」を、国主の弟に「馬壹匹」を贈ったことがわかる。また、慶長十五年には東埔寨国主に「鉄砲参拾挺」を贈っている。

また、慶長十七年ノビスパンに「押金屏五双」を贈り、ノビスパンより「信物」¹³⁾として「斗景壹ケ」「蓑衣壹対上下」

「巻物壹端」「南蛮朱両樽」「鷹具忒色」「杳忒足」「同緒壹条」「鞞忒具」「南蛮図像三枚」を受け取っている。

このように『異国日記』の他の事例も含めて見ていくと、徳川將軍家側から贈答するものは、刀劍・甲冑・馬具・馬と金屏風が多く、贈られるものには武器系のはあまり含まれないことがわかる。元和七年暹羅より「長劍一把」「短劍一把」「鳥銃一對」などが贈られ、それに対し金屏風・鎧・太刀などを贈った事例はあるものの、『異国日記』においては例外のようなレベルである。

ここから、將軍家側は何らかの意図をもって、武器・馬具といった武家政権としての道具を贈っているのではないかと考えた。朝尾直弘「鎖国制の成立」(一九七〇年、東京大学出版会『講座日本史』)などで定義されたように、徳川政権は「日本型華夷意識」をもって東アジアの中で「武威」を示してきたとされるが、「武器を贈答する」という行為も武家政権として「武威」を示威する行為の一環ではないだろうか。『異国日記』の中の記述を雑駁にまとめると、ようになってしまい、各国との関係や他の外交文書を含めた検討が追加で必要ではあるものの、ひとつの傾向として読み取れるのではないかと考える。

3. 海外に贈答された甲冑遺物

最後に、徳川將軍家関連の海外に贈られた甲冑で、現在まで伝わるものを紹介する。これらの甲冑については前述の宮崎隆旨『奈良甲冑師の研究』(吉川弘文館、二〇一〇年)に詳しい。『奈良甲冑史の研究』で紹介された内容を要約する形で、代表的な八領を「表3」にまとめた。¹⁴⁾

オーストリアのアンブラス城に伝わる二領(①②)については、現地の慶長十二年

徳川將軍家の外交における甲冑贈答

▼表3：徳川將軍家関連 海外に伝わる甲冑(宮崎隆司『奈良甲冑史の研究』より)

現所蔵	アンブラス城 (オーストリア)	英王室蔵 (イギリス)	アンヴァリッド軍事博物館 (フランス)
伝来	徳川家康からスペインハプスブルク家のインド副王に送った甲冑	徳川家康からジェームス一世に贈答	不明だが、③④と近い時代の贈答品と想定される
年代根拠	現地の慶長十二年(1607)～十六年(1611)の目録(皇帝ルドルフ二世のプラハの宝物庫目録)	『セーリス日本渡航記』慶長十八年(1613)九月十九日条に「漆塗の甲冑二着」と記載あり	⑤⑥に③④と同じ「岩井与左衛門」の銘があることや、胴の構造も③④と同様であるため
甲冑の名称	① 本小札文系威胴丸具足 ② 切付札色々威二枚胴具足	① 本小札紫系肩紅系威胴丸具足(ロンドン塔展示) ② 本小札四石畳文威胴丸具足(リーズ武器博物館展示)	① 本小札片身替威胴丸具足 ② 本小札黒系威胴丸具足 ③ 本小札白系威胴丸具足 ④ 本小札色々威胴丸具足

(一六〇七年)〜十六年(一六一一年)の目録(皇帝ルドルフ二世のプラハの宝物庫目録)を根拠に、徳川家康からインド副王に贈ったものではないかと言われている。イギリス王室に伝わる二領(③④)についても、『セーリス日本渡航記』慶長十八年(一六一三年)九月十九日条の「漆塗の甲冑二着」に該当すると考えられており、同じく家康からジェームス一世に贈答されたものと言われている。

フランスのアンヴァリッド軍事博物館にある四領(⑤〜⑧)については来歴が不明だが、うち二領(⑤⑥)にイギリス王室のもの(③④)と同じ「岩井与左衛門」の銘があることや、胴の構造も③④と同様であるため、前述の①〜④と時代や性格に近いものと考えられている。

本稿の執筆に際して筆者はこれらの実物の調査はできていない。しかしながら、写真を見る限りでも、華美な装飾がされ大袖が付くなど、丁寧かつ豪華な造りだが、実用的な武器ではないことが見て取れる。つまり、徳川家から海外への贈答品は、当初から海外への「贈答品」としての意義を前提とした、贈答を目的として製作された甲冑と言える。

また、本小札紫糸肩紅糸威胴丸具足(③)には興味深い特徴がある。華美な装飾や大袖などの特徴は他の甲冑同様だが、金具廻には徳川家と無関係の金蒔絵の剣花菱紋があらわれている。また、昭和四十三年に三浦公法氏が修理を行った際、旧威毛の残欠から、威毛が当初は濃茶色一色の可能性があったことが判明している。これらの特徴により、贈答用として新たに製造したものではなく出来合いのものを岩井与左衛門が再構成したものと考えられている。¹⁵⁾ここからは、「贈答品」としての意義を持つ甲冑として、甲冑の華美な装飾や示威用の大袖によって技術や権威は示しながらも、海外では判別がつかないであろう意匠には割り切りを見せるという、ある種ドライな外交姿勢が見て取れるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、徳川将軍家における外交の場面で甲冑が「贈答品」として登場する点に注目し、『徳川実紀』や『異国日記』の記述の考察をおこなった。その結果、外交場面において贈答品として甲冑含む武具が多いことを結論づけた。その上

で、外交の場面における甲冑の「意義」について、「武家政権として『武威』を示すために、他の武具・馬具と一緒に贈られる贈答品」という可能性を示唆できたのではないかと考える。近世甲冑について「意義」という観点から論じたことと、武威を示すための「贈答品」という可能性に注目したことによって、美術史的な見方で形状を分析するだけにとどまらず、甲冑を政治史や海外交流史と紐づけて語ることができたと思う。

一方で、『徳川実紀』『異国日記』の記述からの考察にとどまり、各国との関係などの背景や文脈を深く検討できていないため、甲冑の「武威を示すための贈答品」という意義を実証するには不十分と考えている。また、中世以前での外交での傾向はどうだったのか、あるいは刀剣や馬具など他の武具と比べての甲冑独自の点があるのかなど、検討すべき点は多い。今後の課題としたい。

〔付記〕 本稿は、二〇二三年一〇月二日に開催された早稲田大学多元文化学会二〇二三年度秋季大会において筆者が口頭発表した内容をもとに再構成・追記を行ったものである。

〔注〕

(1) 山岸素夫『日本甲冑の実証的研究』（つくばね舎、一九九四年）によれば、当世具足は次の通り説明される。

中世末に萌芽を生じ、近世の初頭に形成された当世具足は、甲冑の主体部と同作した小具足を一具専用とする点を特色とし、中世の具足（昔具足）に対して当世に機能する重装備の甲冑の意味をもって「当世具足」と称された（中略）（八ページより引用）。

本稿で扱う「当世具足」の定義はこの内容に従うこととする。また、狭義の「当世具足」は胴部分のみを指す場合があるが、当研究の中での「当世具足」は「胴・冑・袖の三物に、

面具・籠手・脛当・佩盾の類の小具足すべてを包含する」（『国史大辞典』の「当世具足」の項より引用）九々一領を指すこととする。

(2) 宮崎隆旨『奈良甲冑師の研究』（吉川弘文館、二〇一〇年）は奈良を拠点として活躍した甲冑師について文献史料・実物遺例を元に詳述する。山岸素夫「細川家伝来三齋流具足の特色とその変遷」（『日本甲冑論集』つくばね舎、一九九一年）は、肥後細川家歴代当主の甲冑の数値的な比較により、甲冑の時代ごとの変遷を読み解いている。

(3) 山岸素夫は、『日本甲冑論集』（つくばね舎、一九九一年）のあとがき（四五二ページ）にて、近世の甲冑に注目するこ

とをむしろ非難している。近世、特に江戸時代中期以降の甲冑は、武器としての本質的な様式が崩れた史料価値の低いもので、中世から近世初期の甲冑実物を優先して研究すべきという理由のためである。

(4) 拙稿「徳川実紀の記述にみる近世甲冑の意義の変化について」(二〇二二年、早稲田大学多元文化学会「多元文化」第一号)一七四ページ。

(5) 徳川家と関係が深い奈良甲冑師、初代岩井与左衛門によって作られた甲冑群として各遺例の調査・分析を行っている。

(6) 厳密には、『徳川実紀』の東照宮御実紀・台徳院殿御実紀・大猶院殿御実紀の甲冑の登場事例をリストアップした。リストアップは黒板勝美編「徳川実紀第一篇」「新訂補版・國史大系第三九卷」(吉川弘文館、一九九八年)、黒板勝美編「徳川実紀第二篇」「新訂補版・國史大系第三九卷」(吉川弘文館、一九九八年)、黒板勝美編「徳川実紀第三篇」「新訂補版・國史大系第四〇卷」(吉川弘文館、一九九八年)を元におこなっている。『徳川実紀』『続徳川実紀』を合わせれば江戸時代全体をカバーでき、史料を忠実に記載する手法を守っているという特徴を持つ(福井保『江戸幕府編纂物 解説編』(一九八三年、勇松堂出版)四五三ページ)ため、家康の時代から事例をピックアップする際定量的な比較がしやすい文献ではないかと考えて選択した。

(7) 「表1」「表2」は、拙稿「徳川実紀の記述にみる近世甲冑の意義の変化について」にて掲載した年表から抜粋したもので、『東照宮御実紀』『台徳院殿御実紀』『大猷院殿御実紀』の

甲冑が登場した記述の該当部分を要約したものである。要約において行った現代語訳はすべて筆者により、本文中に登場した甲冑関連の言葉は表の中では太字で記載した。また、ページ数は、吉川弘文館「新訂補版・国史大系」の三八巻から四〇巻に基づく内容である。

(8) 辻善之助校訂「異国日記」(『史苑』二巻六号、一九二九年)六〇ページ。

(9) 八百啓介「外交文書にみる近世初期の徳川政権」(藤野保先生還暦記念会『近世日本の政治と外交』二六七ページ)。

(10) 八百啓介「外交文書にみる近世初期の徳川政権」(一九九三年、藤野保先生還暦記念会『近世日本の政治と外交』二七八ページ)。

(11) 木崎弘美「近世外交文書集成の歴史——「異国日記」を中心として——」『鎖国日本と国際交流 上』(一九八八年、箭内健次編、吉川弘文館)五七六ページ。

(12) 『異国日記』の引用はすべて辻善之助校訂「異国日記」(『史苑』第一巻第一号、第八巻第三・四合併号まで分割して掲載、一九二八—一九三四年)より行なった。

(13) 原文ママ。「進物」の意味と思われる。

(14) 宮崎隆旨「奈良甲冑師の研究」(吉川弘文館、二〇一〇年)一八八ページ、二一四ページを元に作成。①、⑧の通し番号は筆者がつけたもの。

(15) 宮崎隆旨「奈良甲冑師の研究」(吉川弘文館、二〇一〇年)一九〇ページ。

Gifts of Armor in the Diplomacy of the Tokugawa Shoguns

IWASAKI Yui

This paper focuses on the gift of armor in the diplomacy of the Tokugawa shoguns and aims to examine the significance of armor as a “gift.” Early modern armor has been neglected in the art-historical point of view because of its stylistic breakdown with the decline of warfare in the Edo period. As a result, there has been little new movement to broaden the perspective of early modern armor research. However, even with the decline of warfare, there were still many occasions when armor was used. For example, in “Gojikki” (the so-called “Tokugawa Jikki”), there are records of armor being given as rewards and gifts, as well as being used in annual events. This shows that armor continued to be produced and used while its “significance” changed.

In order to understand the overall picture of armor as a tool, it is necessary to look at armor in the early modern period, including changes in its “significance.” Therefore, I decided to focus on the diplomatic aspect of the significance of armor as a “gift.” The research method was to list examples of armor gift-giving in diplomatic situations in the “Tokugawa Jikki” and “Ikoku Nikki,” covering the period from Ieyasu to Iemitsu, and to examine the characteristics of these examples.

In the “Tokugawa Jikki,” I can find 32 cases where armor had the significance of “gifts” and there are 11 cases of gifts to foreign countries, accounting for more than 30% of the total number. The “Ikoku Nikki” shows that the Japanese side gave arms, harnesses, horses, screens, etc., while the other side (Lu-Sung, Cambodia, etc.) gave local specialties or items not available in Japan (ivory, sugar, clocks, etc.). From this, I suggest that the Shogun’s side may have consciously gifted tools of the warrior government, such as arms and harnesses. In the conclusion, I propose an aspect of the “significance” of armor in diplomatic situations as “a gift given along with other arms and harnesses” to show “military prestige” as a warrior government.